

石川県教育費負担軽減奨学金（通常申請）についてのお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降に高等学校等に入学した生徒等がいる世帯を対象に、返還を要しない給付型の奨学金を

1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ① 保護者等の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）であること（両親の場合は双方とも非課税であること）
- ② 令和3年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③ 対象となる生徒が就学支援金支給対象である石川県内の国立学校に在学していること（保護者の居住地が県外の場合は各都道府県にお問い合わせください。）

2. 給付年額・・・世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分 ※詳細は裏面参照	給付年額（12ヶ月分）	
	全日制	通信制
ア 生活保護受給世帯	32,300円	32,300円
イ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	110,100円	48,500円
ウ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	141,700円	48,500円

※高校生等が2人以上いる場合は1人目が（イ）、2人目以降は（ウ）となります。

※令和3年7月1日時点の状況で申請いただき、認定となった場合は給付年額（12ヶ月分）を一括で支給いたします。

3. 申請書類 給付を希望する場合は、世帯区分に応じて「○」がついている書類を全て提出してください。

必要書類	世帯区分		
	ア	イ	ウ
①石川県教育費負担軽減奨学金申請書（様式1-1）通常申請用	○	○	○
②保護者等の住民票（市町発行）※マイナンバーの記載は不要です。	○	○	○
③振込口座申出書（様式2）	○	○	○
④保護者全員の令和3年度所得課税証明書（扶養親族の記載が省略されていないもの）		○	○
⑤生活保護（生業扶助）受給証明書	○		
⑥生活保護法に基づく生業扶助を受給していないことに関する誓約書		○	○
⑦本人及び兄弟姉妹の健康保険証のコピー（国民健康保険加入者は、扶養誓約書も併せて提出）※「記号」・「番号」は油性マジック等でマスキングして提出してください。			○

4. 申請方法

- 申請書類：附属高校HPからダウンロードいただくか、又は、下記事務担当にご連絡いただければ書類一式を送付いたします。
- 提出期限：令和3年9月17日（金）※期限までに提出が難しい場合は、担当事務までご連絡ください。
- 提出場所：附属高等学校事務室（受付時間 8:30~16:50）

5. 問い合わせ先（担当事務） 金沢大学附属学校事務係 乙村・大村

TEL：076-226-2182 e-mail：edfuzo1@adm.kanazawa-u.ac.jp

6. 石川県教育費負担軽減奨学金申請案内HP

附属高校HP (<http://partner.ed.kanazawa-u.ac.jp/kfshs/>)

→「お知らせ」→「奨学金について」→「石川県教育費負担軽減奨学金」

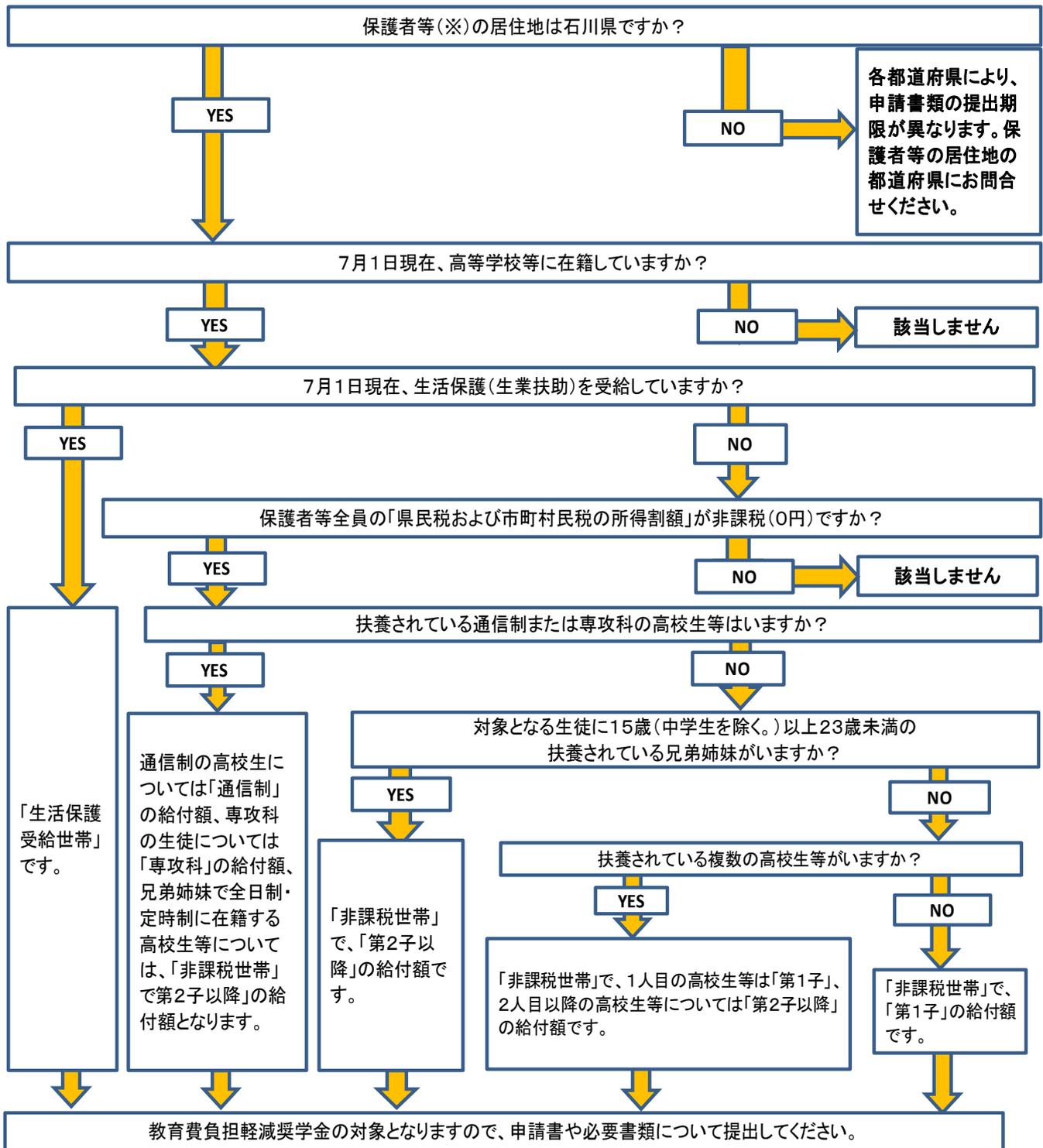
<家計急変世帯への支援について>

令和3年1月1日以降、保護者等の離職などにより家計が急変し、住民税非課税世帯となる見込みの場合も支援対象となります。詳細については高校HPに掲載しております。

申請を希望される場合は、担当事務までご連絡ください。

教育費負担軽減奨学金 対象確認シート

(参考)



給付年額について

	全日制・定時制 国公立	通信制 国公立	専攻科 国公立
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	
非課税世帯(第1子) 対象となる生徒に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	110,100円	48,500円	48,500円
非課税世帯(第2子以降) 対象となる生徒に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	141,700円		

(※) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。